

生駒市地域公共交通網形成計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、平成 22 年度に策定した生駒市地域公共交通総合連携計画について、令和 2 年度に計画期間が終了することに伴い、市内の地域交通の現状把握のため各種調査を行い、現状と課題を分析し、上位計画や関連計画との整合性を図り、将来のまちづくりに向けた地域公共交通のあり方を明らかにする生駒市地域公共交通網形成計画の策定を行うことを目的とする。

(2) 業務名

生駒市地域公共交通網形成計画策定業務

(3) 業務内容

特記仕様書(別紙 1)のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

2 業務に要する費用(予定価格)

8,613,000 円(消費税及び地方消費税 10%を含む)

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に令和 2 年度に有効な「物品・委託業務業者登録申請書(Hク 各種委託業 調査分析)」または、令和 2 年度に有効な「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・コンサルタント等の業種のうち、建設コンサルタント)」を提出していること。
- (2) 公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去 5 年間(平成 27 年度から令和元年度)に地方公共団体又は地域公共交通活性化協議会が発注した地域公共交通網形成計画策定業務又は改定業務の実績を有していること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。
- (5) 技術責任者として、「都市及び地方計画」の分野における技術士(総合技術監理部門または建設部門)又は RCCM(都市計画および地方計画)のいずれかの資格取得者(提案者との雇用関係を証明できるものに限る)を配置できること。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (8) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店

又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和2年5月11日(月)17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和2年5月13日(水)
- (4) 回答方法：生駒市ホームページに掲載
※事業計画課のページをご覧ください。

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
 - ② 実施体制各種調書等 原本1部、副本2部
 - ア 会社概要(様式3)
 - イ 技術者の概要(様式4)
 - ウ 業務実績調書(様式5)
 - エ 担当技術者調書(様式6)
 - オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)
 - カ 担当者の経歴及び実績等調書(様式8)
 - キ 業務スケジュール(任意様式)
 - ③ 企画提案書(任意様式) 原本1部、副本8部
「企画提案書等作成要領(別紙3)」参照
 - ④ 参考見積書(任意様式) 原本1部、副本2部
参考見積書の金額が2.業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格となるため、留意すること。
- (2) 作成要領
「企画提案書等作成要領(別紙3)」参照
- (3) 提出期限等
 - ① 提出期限：令和2年5月26日(火)17時00分まで(必着)
 - ② 提出場所：生駒市地域公共交通活性化協議会事務局
(生駒市役所 建設部 事業計画課 交通対策係(市役所2階))
 - ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、下記7で示す審査基準に基づいて審査し、一定基準に達している提案者を選定します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和2年6月5日(金)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施し、下記7で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとします。

実施日：令和2年6月16日(火)予定

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、今後の状況次第では第2次審査方法を変更する場合がありますのでご了承ください。審査方法を変更する際は、電話及び電子メールにてご連絡させていただきます。

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電話及び電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を電話及び電子メールにより通知します。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実績・実施体制 20/150点

評価項目		評価の着眼点
		判定基準
会社の業務実績	同種業務の実績(実績の件数) ※同種業務とは、地方公共団体又は地域公共交通活性化協議会が発注した地域公共交通網形成計画策定又は改定業務とする。	過去5年間の実績(10件)を評価する。
技術責任者及び担当者	同種業務の実績(実績の件数) ※同種業務は同上とする。	過去5年間の実績(5件)を評価する。

- (2) 参考見積書 20/150 点
見積金額に関する評価

- (3) 企画提案の内容 110/150 点

評価項目		評価事項
1	現状の把握	本市の特性（急速な高齢化によるオールドタウン化や急峻な地形等）や公共交通の現状を的確に把握しているか。
2	上位計画等の理解度	上位計画、関連計画及び現行計画の内容について、把握・整理がされているか。
3	課題分析	本市の現状を踏まえて、公共交通の課題分析の方法が提案されているか。
4	市民アンケート・関係者ヒアリングの実施	市民アンケート・関係者ヒアリングの実施において、既往の調査内容の活用方法や、形成計画に必要な視点の取り入れ方、分析方法について優れた提案がされているか。
5	計画の策定	形成計画において検討すべき項目の検討方法やそのプロセスについて、優れた提案がされているか。
6	会議等運営支援	計画策定に係る検討組織等の意見等に対応する姿勢を示しているか。
7	業務内容の理解度及び提案内容の着眼点	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。
8	追加提案等	検討するにあたり、特記仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。

8 日程

公示	令和 2 年 4 月 27 日
質問受付締切	令和 2 年 5 月 11 日
質問回答	令和 2 年 5 月 13 日
企画提案書等受付締切	令和 2 年 5 月 26 日
第 1 次審査	令和 2 年 6 月 5 日 (予定)
第 2 次審査	令和 2 年 6 月 16 日 (予定)
結果通知	令和 2 年 6 月 19 日 (予定)
契約締結	令和 2 年 6 月下旬 (予定)
業務開始	令和 2 年 6 月下旬 (予定)

9 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとしします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとしします。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担としします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当技術者は、原則として変更できないものとしします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとしします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示としします。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市地域公共交通活性化協議会事務局 担当：清水、安淵

(生駒市役所 建設部 事業計画課 交通対策係)

生駒市東新町 8-38 TEL:0743-74-1111 内線 696

E-mail : const-plan@city.ikoma.lg.jp

生駒市地域公共交通網形成計画策定業務 特記仕様書

1. 委託業務名

生駒市地域公共交通網形成計画策定業務

2. 業務の目的

本業務は、平成22年度に策定した生駒市地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）について、令和2年度に計画期間が終了することに伴い、市内の地域交通の現状把握のため各種調査を行い、現状と課題を分析し、上位計画や関連計画との整合性を図り、将来のまちづくりに向けた地域公共交通のあり方を明らかにする生駒市地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定を行うことを目的とする。

3. 業務内容

(1) 基礎調査及び分析・整理

① 計画策定にあたっての背景と目的の整理

- ・ 形成計画を策定するにあたっての背景・目的の整理
- ・ 連携計画におけるフォローアップ

別途、生駒市が発注する生駒市地域公共交通検討業務における検討内容を反映させたうえで整理を行うこと。

② 生駒市総合計画及び関連計画の整理

- ・ 生駒市総合計画や関連計画（都市計画マスタープラン等）における目標・事業と公共交通の関連性について整理
- ・ 生駒市内の公共交通における将来の展望について整理

③ 地域及び地域公共交通の現状・課題分析

- ・ 市民の活動状況を把握するためのアンケート調査並びに関係者へのヒアリング調査等を実施し、生駒市内における地域特性及び各地域の公共交通（鉄道、路線バス、タクシー等）の現状を分析したうえで課題を把握する。アンケート調査については、生駒市が過年度に実施した結果等も活用し項目等の検討を行う。また、関係者へのヒアリング調査等は事業者（交通、福祉関係等）並びに生駒市関係部署に行う。

※生駒市が実施した調査等のデータは生駒市から貸与する。

④ 将来のまちづくりに向けた地域公共交通のあり方

- ・ ①～③で調査・分析した内容を踏まえて、生駒市の将来のまちづくりに向けた公共交通の果たすべき役割や問題・課題点を整理する。自動運転等の新たな技術革新からの観点も踏まえて整理を行うこと。

(2) 形成計画の策定

(1)において調査・分析した内容や生駒市地域公共交通活性化協議会で審議した内容、また、別紙2の「形成計画において検討すべき項目」を確認しながら形成計画案の作成を行うこととする。

① 計画の基本方針と目標の設定

- ・生駒市が目指すべき将来像、公共交通が果たすべき役割の明確化、目標設定を行う。定性的に表現するとともに、数値目標によって定量的に設定すること。

② 目標を達成するために行う事業・施策

- ・「①計画の基本方針と目標の設定」で示した目標の達成に向けた取組み（具体的な取組み、実施主体、期間、内容等）について整理を行う。

③ パブリックコメント実施に向けた支援

- ・形成計画案について、パブリックコメントを実施するために必要な資料の作成を行う。

(3) 生駒市地域公共交通活性化協議会の開催支援

生駒市地域公共交通活性化協議会の開催に伴う支援及び事前打ち合わせを行う。

① 生駒市地域公共交通活性化協議会の開催

- ・協議会での審議資料を作成するとともに議事概要を作成する。
- ・協議会へ出席する。協議会開催は6回を予定しているが、その内で必要に応じて分科会として開催する。（1回2時間程度）

②協議・打ち合わせ

- ・協議会開催に向けた打ち合わせ

4. 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

5. スケジュール

令和2年7月～11月 素案の検討

令和2年12月

～令和3年1月 パブリックコメントの実施

令和3年3月 計画策定

6. 成果品

- ・生駒市地域公共交通網形成計画策定に係る関係資料、電子データ 1式
- ・生駒市地域公共交通網形成計画書及び概要版の電子データ 1式
(印刷業者にそのまま渡すことができるもの)
- ・その他関係資料（議事概要等） 1式

7. 支払い条件

委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。受託者は完了検査の後委託料を請求すること。
なお、委託料の支払日は、委託者が国等からの補助金の交付を受けた後とする。

8. その他

本特記仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は別途協議するものとする。

形成計画において検討すべき項目の確認

1) まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保

生駒市における都市計画やまちづくりの見直し、中心市街地活性化などまちづくりと一体になった計画（上位計画や関連計画（都市計画マスタープラン等）との整合を取った計画）を検討する。なお、都市計画マスタープランについては、現在見直し改定を行っている最中である為留意すること。

2) 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成

連携計画においては、生駒市の地域特性（地形、人口（世帯）構成）を分析したうえで、新たに公共交通サービスの提供が必要な地区を整理してきた。また、公共交通サービスを提供するための考え方や基本方針も明確にしている。形成計画を策定する際にも、こうした考え方を踏まえ、地域全体を見渡した公共交通ネットワークのあり方や将来像について検討する。（南北方向への移動は比較的整備されているが東西方向への移動は困難、発地（駅、バス停等）へのアクセス など。）

3) 地域特性に応じた多様な公共交通サービスの組合せ

連携計画では、コミュニティバスを中心に検討していたため、形成計画を策定する際は、路線バスやタクシー、鉄道等の他の交通手段も含めた計画立案が必要である。（近隣の助け合い（地域のコミュニティ）で移動できるようなシステムの構築（SNS の活用等）、バス運行に際して通学・通勤時間と日中で運行形態（ニーズに応じて運行）を変更する など。）

また、地域によって高齢化率や人口減少率等の特性が異なることから、地域別に特性をまとめ、計画立案を行うこと。（地域分類については、現在見直し改定を行っている最中である都市計画マスタープランを参考にすること。）

4) 住民の協力を含む関係者の連携

生駒市のコミュニティバスは、市の財源（市民の納めた税金）と運賃収入（地域の負担）を用いて運行しており、連携計画においても、一定水準の利用や地域の協力など、地域住民等が主体的に参加することを謳っている。形成計画を計画する際にも、このような考え方を踏襲する。（商業施設からの協賛金や広告収入を求めるなども考えられる。）

5) 広域性の確保

連携計画では、生活圏における実態調査を行い、分析をしたうえで計画をしている。形成計画では、連携計画での調査結果を参照、もしくは必要に応じて再度調査・分析を行い、計画に反映する。（社会情勢の変化に伴って、人口や世帯構成、土地利用の変化も考えられることから、当該項目も踏まえた分析も必要であると考えられる。）

6) 具体的で可能な限り数値化した目標

連携計画では、コミュニティバスの運行に際して利用者の負担割合に関する基準を定めており、その評価とサービス内容の見直しを厳格に実施している。形成計画の策定に当たっては、こうした公共交通サービスに関する定性的な目標に加え、まちづくりなど様々な視点から定量的な数値目標・目標設定を行う。

生駒市地域公共交通網形成計画策定業務に係る
公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

1 業務実施体制回答書

業務実施体制回答書は以下に示す書類をまとめたものとし、すべて指定の様式となっておりますので、様式、各項目に沿って記入し、これらをまとめて綴じてください。

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式 2)
- ② 会社概要(様式 3)
- ③ 技術者の概要(様式 4)
- ④ 業務実績調書(様式 5)(契約書、仕様書等の写しを添付すること。)
- ⑤ 担当技術者調書(様式 6)
- ⑥ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式 7)(参加資格(5)について、資格証の写しを添付すること。)
- ⑦ 担当者の経歴及び実績等調書(様式 8)

2 企画提案書

企画提案書(任意様式)と業務スケジュール(任意様式)をまとめて綴じてください。

(1) 様式等

- ① 企画提案書には事業者名は記入しないでください。
- ② ページ数は企画提案書提出届を除いて 10 ページ(片面刷り)以内とします。なお、最終ページは業務全体にわたるスケジュールを示してください。
- ③ 用紙の規格は、A4 判縦長を基本とします。(A3 用紙の折り込みは不可。ただし業務スケジュールのみ可)
- ④ カラーでの作成を認めます。

(2) 記載項目

別紙、仕様書の業務内容に基づき、概ね以下の内容を示すようにしてください。

- ① 本市の特性(急速な高齢化によるオールドタウン化や急峻な地形等)や公共交通の現状の把握について。
- ② 上位計画、関連計画及び現行計画の内容の整理について。
- ③ 本市の現状を踏まえた公共交通の課題分析方法の提案について。
- ④ 市民アンケート及び関係者ヒアリングの内容や結果の分析方法の提案について。
- ⑤ 形成計画において検討すべき項目の検討方法やそのプロセスの提案について。
- ⑥ 計画策定に係る検討組織の運営支援の方法の提案について。
- ⑦ 追加提案がある場合は積極的に記載してください。

3 参考見積書

参考見積書は、業務の費用として以下に示す範囲内で見積りしてください。

- (1) 見積上限額 8,613,000 円(消費税及び地方消費税 10%を含む)
- (2) 仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付してください。

4 提出書類

提出書類は、下記の 4 種類をまとめてダブルクリップ等で留めて提出してください。なお、(2) から(4)はそれぞれをホチキスでとじてください。

- (1) 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届 (様式 2) 原本 1 部
- (2) 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本 1 部、副本 2 部
 - ① 会社概要 (様式 3)
 - ② 技術者の概要 (様式 4)
 - ③ 業務実績調書 (様式 5) (参加資格(4)に該当する契約書、仕様書等の写しを添付すること。)
 - ④ 担当技術者調書 (様式 6)
 - ⑤ 技術責任者の経歴及び実績等調書 (様式 7) (参加資格(5)について、資格証の写しを添付すること。又、過去 5 年間 (平成 27 年度から令和元年度) に地方公共団体又は地域公共交通活性化協議会が発注した地域公共交通網形成計画策定業務又は改定業務の実績が確認できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。)
 - ⑥ 担当者の経歴及び実績等調書 (様式 8) (過去 5 年間 (平成 27 年度から令和元年度) に地方公共団体又は地域公共交通活性化協議会が発注した地域公共交通網形成計画策定業務又は改定業務の実績が確認できる契約書、仕様書等の写しを添付すること。)
 - ⑦ 業務スケジュール (任意様式)

※様式 5, 7, 8 については会議運営支援の実績を含むかどうかを確認できるものを必ず添付すること。

- (3) 企画提案書 (任意様式) 原本 1 部、副本 8 部
- (4) 参考見積書 (任意様式) 原本 1 部、副本 2 部

5 企画提案書等の提出期限

提出期限：令和 2 年 5 月 26 日(火) 17 時まで(必着)

提出場所：生駒市地域公共交通活性化協議会事務局

(生駒市役所 建設部 事業計画課 交通対策係 (市役所 2 階))

提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。